

いじめによる不登校重大事態について

京田辺市教育委員会
令和4年5月13日

1 事象時期

令和3年1月下旬から2月上旬

2 場 所

京田辺市立中学校

3 事象の概要

令和3年1月下旬から2月上旬、対象生徒に対し学級内の複数の生徒より、からかい、陰での悪口やばい菌扱いなどのいじめ行為があった。事象発生後、対象生徒及び関係生徒の双方に対する事実関係の確認が終わり、謝罪会を設定するなど事象の解消に向けて方向性が確認されていたが、対象生徒が不登校となり、謝罪会が延期となった。

その後、学校は対象生徒が進級し、数日登校できることや、6月のいじめ調査の時点でいじめ行為が認められなかったことから、重大事態としない判断を行い、保護者に説明し、不登校の改善に努めることとした。

それ以後、保護者と連携を取り、学校復帰に向けた支援を行っていたが、対象生徒と面会できない状態が続き、不登校状態も改善していないことから、11月のいじめ調査後に重大事態の該当を検討しつつ、保護者と協議を重ね、1月の報告時に重大事態として報告した。

4 解消に向けた取組

- (1) 対象生徒の心情や困りごとを理解するために情報収集に努め、「いじめ対策委員会」において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの助言を踏まえて対象生徒の不安や困りごとの課題解決に向けた方策や手立てを考えていく。
- (2) 関係生徒に対して、二度と同じことを繰り返さぬよう引き続き指導・支援を行う。そのために、対象生徒の精神的苦痛について深く考えた上で、対象生徒の立場を理解した行動がとれるように指導する。また、関係生徒の心のケアをしつつ、今後の言動を注意深く観察する。
- (3) 学年教師や専門性を持った職員又は対象生徒の友人を含めて、対象生徒とつながれるようアプローチしていく。
- (4) 学年教師を中心に、対象生徒の保護者に寄り添いながら連携を図り、信頼関係を維持しながら、対象生徒の不安や困りごとの解消に努める。
- (5) 対象生徒が安心して登校できる学校・学級となるよう、該当学級担任をはじめ関係教職員が、困った時に相談できる体制や支え合う関係を構築するよう努める。
- (6) 適応指導教室「ポットラック」や外部の機関等と連携して、学校復帰に向けた具体的な支援や取組を進める。
- (7) 本いじめ事象の解消に向けて、対象生徒への支援を継続するとともに、周囲の生徒の人権意識の向上に係る指導や取組を行う。